

## 佐賀市教育委員会事務専決規則

平成 17 年 10 月 1 日 教育委員会規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、佐賀市教育委員会事務の迅速な処理及び責任の明確を期するため、教育委員会及び教育長の権限に属する事務であつて、教育長及び副教育長、部長、図書館長、課長等が専決できる事務の範囲並びに出張所教育課の事務に係る決裁の処理方法を定めることを目的とする。

(平 20 教委規則 4・平 23 教委規則 1・一部改正)

(課長等の専決事項)

第 5 条 課長、小中学校長、統括事務長、事務長、学校運営支援室長(事務長である場合に限る。以下同じ。)及び公民館長は、次に掲げる事務を専決することができる。

共通事項(統括事務長、事務長、学校運営支援室長及び公民館長を除く。)

- (1) 主管に関する事務の調整に関すること。
- (2) 副申を要しない定例の報告文書の処理に関すること。
- (3) 軽易な照会及び回答に関すること。
- (4) 所属職員の超過勤務等に関すること。
- (5) 所属職員の勤務及び職務に専念する義務の免除の承認並びに休暇の承認に関すること。
- (6) 所属職員の旅行命令に関すること。
- (7) 物品の供用及び出納通知に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が指示する事項

小中学校長

(1) 1 件 100 万円未満の支出負担行為、支出命令及び工事の検査に関すること。(統括事務長及び事務長の専決事項第 1 号の規定により統括事務長又は事務長が専決するものを除く。)

(2) 市立小学校及び市立中学校に係る現金等(債券及び物品を含む。)による寄附受納を決定すること。統括事務長及び事務長(本務校における事務に限る。ただし、統括事務長及び事務長が不在の場合は、本務校の校長が専決することができる。)

- (1) 1 件 5 万円未満の支出負担行為、支出命令及び工事の検査に関すること。
- (2) 物品の供用及び出納通知に関すること。
- (3) 事務処理に関する調査の実施及び資料の収集に関すること。

学校運営支援室長(ただし、学校運営支援室長が不在の場合は、本務校の校長が専決することができる。)

- (1) 共同実施業務に関する事務の調整に関すること。
- (2) 共同実施業務に関する照会及び回答に関すること。
- (3) 共同実施業務に係る設備の管理に関すること。
- (4) 共同実施業務に係る事務職員の旅行命令及び超過勤務命令に関すること。

(平 20 教委規則 4・全改、平 23 教委規則 1・旧第 4 条繰下、平 23 教委規則 7・平 25 教委規則 8・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 29 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 26 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。